

正 本	
個人課税（第一）部門統括国税調査官	各
個人課税部門審理専門官	
特別記帳指導官	
個人課税部門審理担当	1
税務相談室（分室）長	

所得税時報	第9号	平成14年3月27日	名古屋国税局 課税第一部 個人課税課
-------	-----	------------	-----------------------

福祉事務所長等が交付した「障害者控除対象者認定書」にそ及して
認定する旨の記載があった場合の障害者控除の適用等について

標題のことについて、国税庁個人課税課から別添のとおり連絡がありましたので、職員へ周知願います。

電話等照会回答整理票

(個人課税課審理係)

照会	平成 14年 3月 5日
事項	福祉事務所長等が交付した「障害者控除対象者認定書」にそとして認定する旨の記載があった場合の障害者控除の適用等について
<p>(照会要旨)</p> <p>福祉事務所長等が交付した「障害者控除対象者認定書」の欄外等に、障害者控除の認定年をそとして認める旨の記載（例 平成12年より障害者に該当する。）がある場合、認定書の記載内容にしたがって過年分（平成12年分）についても障害者控除を適用して差し支えないか。</p>	
<p>(回答要旨)</p> <p>福祉事務所長等が、過去の年分にそとした障害者控除対象認定書を発行した場合には、当該認定の年分から障害者に該当することとなる。</p> <p>したがって、無申告の場合には、過去5年間について期限後申告が可能である。</p> <p>なお、既に申告書を提出している場合には、福祉事務所長等の過去にそとしての認定は、国税通則法第23条第2項の後発的事由に該当しないところであるが、同法第70条第3項の規定により、5年間は職権減額更正ができることに留意する。</p>	
処理	

福祉事務所長等のそ及認定における障害者控除の適用について

- 1 所得税法に規定する障害者は、
 - イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者
 - ロ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ハ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
 - ニ 戦傷病者手帳の交付を受けている者
 - ホ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - ヘ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者
 - ト 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が上記イ又はハに掲げる者に準ずるものとして市町村長、特別区の区長又は福祉事務所長（以下「福祉事務所長等」という。）の認定を受けている者とされている（所令10）。
-
- 2 上記1のとおり、所得税法上の障害者は、①客観的事実の存する者（上記イの前段・ヘ）、②医師等の判定（上記イの後段）、③障害者手帳等の交付（上記ロ・ハ・ニ）、④厚生労働大臣又は福祉事務所長等の認定（上記ホ・ト）を受けている者である。
障害者に該当するかどうかの判定は、その年1月31日の現況によることとされている（所法85）ところ、③の障害者手帳等の交付を受けている者については、「手帳の交付を受ける」という物理的手続が要件とされており、また、過去にそとして手帳の交付は行われないことから、仮に手帳の交付を受け得る要件が備わっていたとしても、手帳の交付を受けていない過去の年分について障害者控除の適用を受けることはできない。しかし、①客観的事実の存する者は、当該事実の生じたときから障害者に該当することとなる。また、②医師等の判定と④の福祉事務所長等の認定については、過去の年分において認定等を行うことは可能であり、過去の年分について認定を受ければ、当該年分については障害者に該当することになる。
このことは、所基通2-38が、手帳の交付という要件に関し、適用を受けようとする年の12月31日において手帳の交付を受けていない場合であっても、扶養控除等申告書や確定申告書を提出する時に手帳の交付申請中であり、かつ、その年の12月31日において手帳の交付を受け得る障害の程度があれば、その年について障害者控除の適用を認める取扱いを定めており、認定等について同様の取扱いを定めていないことからすれば、過去の年分についての認定等を前提としているものと考えられる。

(注) 福祉事務所長等の認定については、認定対象者からの申請に基づき、厚生労働省が定めた障害者控除認定書を交付することとされているが、当該認定書には、認定書の交付年月日は記載されているが、認定年月日（認定対象者が障害者に該当することとなった年月日）の記載欄はない（昭和45年6月10日付各都道府県知事等あて厚生省社会局長発遺の「老年者の所得税法上の取扱いについて（通知）」参照）。

認定対象者から過去の年分からの認定の申請があった場合には、福祉事務所長等は、認定対象者の過去の症状等を確認し、障害者に該当すると認められる場合には、そとして認定を行うとともに、認定書の適宜の箇所に認定年月日を記載することである（厚生労働省老健局確認済）。

3 したがって、福祉事務所長等が、過去の年分にそとした障害者控除対象認定書を発行した場合には、当該認定の年分から障害者に該当することとなる。

この場合、無申告の者においては、過去5年間について期限後申告が可能である。

なお、既に申告書を提出している者においては、福祉事務所長等の過去にそとしての認定は、国税通則法第23条第2項の後発的事由に該当しないところであるが、同法第70条第2項の規定により、5年間は職権減額更正ができることに留意する。

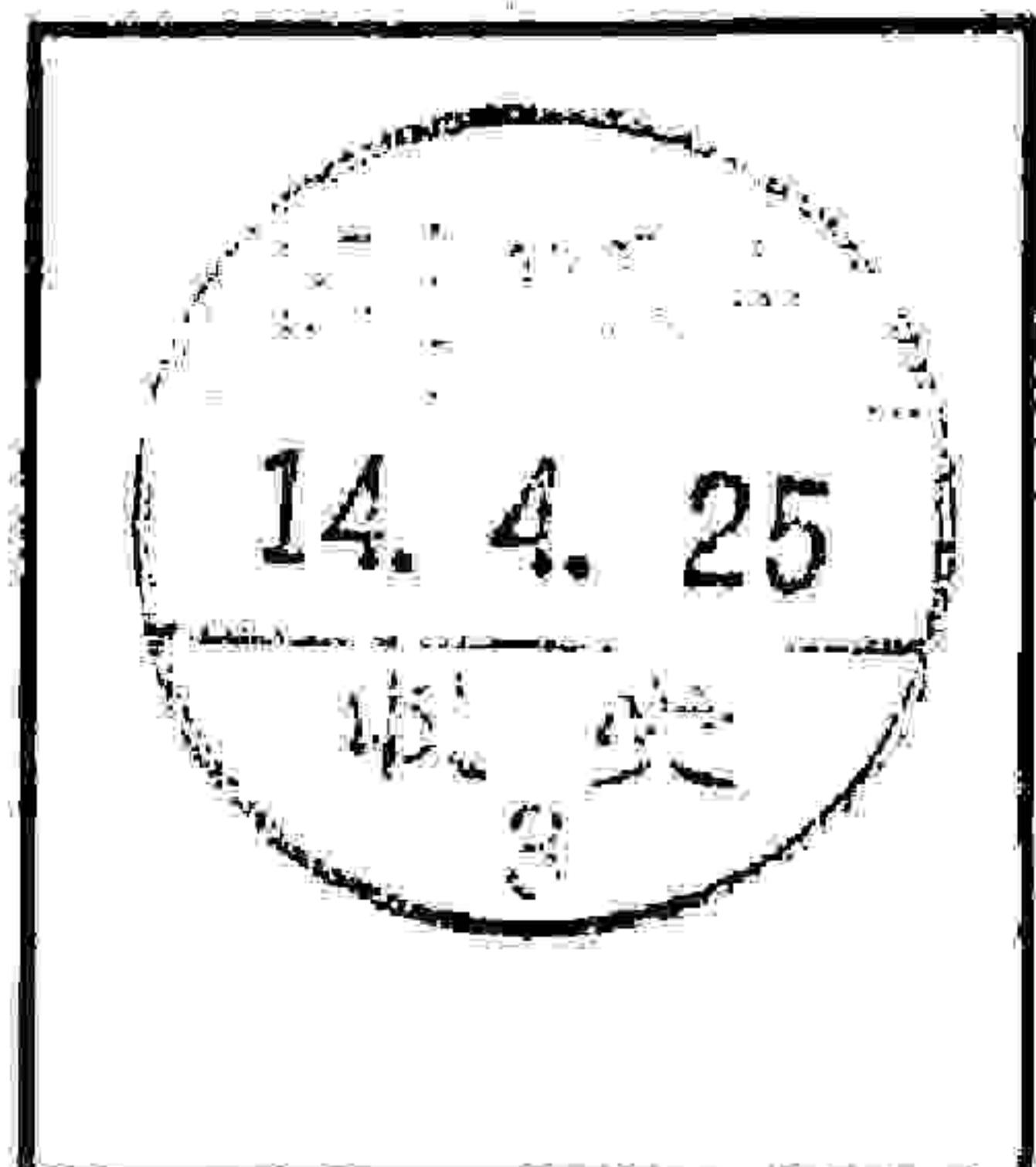
(注) 福祉事務所長等の認定のほか、厚生労働大臣による原子爆弾被爆者（原爆手帳の交付を受けている者）に対する認定があるが、当該申請においても、申請者が過去にそとして申請した場合で厚生労働省において症状等の確認を行い、認定すべき場合に該当するときには、過去にそとして認定を行うこととしている（厚生労働省確認済）ことから、上記福祉事務所長等の認定による障害者控除の場合と同様になる。

（参考）介護保険法上の要介護者と所得税法上の障害者について

介護保険法における要介護者とは、身体又は精神の障害のために、入浴、排せつ、食事等日常生活での基本的な動作について、6カ月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいう（介護保険法7）ことから、要介護者の一部には、福祉事務所長等の認定を受けることにより、所得税法に規定する障害者に該当する者が存在することになる。

しかし、介護保険法第27条に規定する要介護認定と福祉事務所長等による認定は別の認定行為であり、介護保険法上の介護認定を受けたことをもって、直ちに所得税法上の障害者に該当するものではない。

(収 受 印)



査 閲			指 示 事 項
署 長	副 署 長	総務課長	

配付基準	正 本	
	副署長（個人担当）	各
	個人課税（第一）部門統括国税調査官	1

名局個2-26
平成14年4月24日

高 山 税 務 署 長 殿

名古屋国税局長



所得税法施行令第10条第7号に規定する障害者に係る
障害者控除の適用について（指示）

標題のことについては、平成14年4月1日付名局個2-18「要介護認定に伴う
障害者控除の適用について」（指示）により指示したところであるが、下記のとおり取
扱いを変更するので、適切に対応されたい。

（趣旨）

所得税法施行令第10条第7号に規定する障害者に係る障害者控除の適用方法につ
いて、平成14年3月27日付所得税課時報第9号により通知した内容（序見解）と
の整合性を図るため、改めてその統一的な取扱いを指示するものである。

記

1 要介護認定に伴う障害者控除の適用対象者

市町村長等が発行する「障害者控除対象者認定書」（以下、「認定書」という。）の
交付を受けている者について、障害者控除の適用対象者とする。

なお、確定申告書を提出する場合には、認定書を提示又は添付することとなつて

いないので、誤った指導をしないよう留意することとするが、職員が面接して指導する場合には、正確を期することが必要である旨、納税者に協力依頼した上で、認定書の提示を受けて指導する。

(注) 認定書にそとして認定する旨の記載があった場合には、当該認定の年分から障害者に該当することになる。

2 要介護認定に伴う障害者控除の適用がなく申告が済ませられた年分への対応

(1) 法定期限（還付申告の場合には申告書を提出した日）から1年以内の場合

原則として、更正の請求書を提出させた上で、所要の手続を経て、減額更正を行う。

(2) (1)以外の場合

納税者からの申立を受け、事後処理等事績整理票兼決議書（以下「事後処理整理票」という。）に処理経過を記載の上、所要の手続を経て、職権による減額更正を行う。

なお、処理事績については、事後処理事績として管理する。

(注) 紳税者からの申立を受ける際、忘失防止のため、「更正の請求書」の文字を抹消の上、当該用紙を使用することとして差し支えないが、受理後直ちに事後処理整理票を作成し、その裏面に添付して保管する。

なお、法律に規定のない「嘆願書」というような扱いも行わないため、いずれにしても、一般事務整理簿には登載されないように留意する。